

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.5

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 森・濱田松本法律事務所  
弁護士 藤原 総一郎 森田 恒平

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内2丁目6番1号  
丸の内パークビルディング

【報告義務発生日】 平成26年4月4日

【提出日】 平成26年12月3日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 保有株券等の内訳の1%以上の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社メガネスーパー
証券コード	3318
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（JASDAQスタンダード）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	Japan Ireland Investment Partners
住所又は本店所在地	アイルランド共和国、ダブリン2、33・サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー (33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成18年11月7日
代表者氏名	デビット・ローレス (David Lawless)
代表者役職	ディレクター (Director)
事業内容	投資

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	森・濱田松本法律事務所 弁護士 根本 敏光
電話番号	03 6266 8529

## (2)【保有目的】

経営参加、中長期投資及び重要提案行為等を行うこと。

## (3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	11,202,948		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 753,551	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 11,956,499	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		11,956,499
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		753,551

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年4月4日現在)	V	65,936,853
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		17.93
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		17.93

(注) 発行者の平成26年3月17日付四半期報告書に記載された平成26年3月17日時点の発行済株式総数に、報告義務発生日において提出者が新株予約権の行使により取得した普通株式数1,741,108株を加えた数を記載しております。

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成26年2月24日	新株予約権証券 (第7回新株予約権)	3,413,708	5.12	市場外	取得	新株予約権 の無償割当 て
平成26年3月17日	新株予約権証券 (第7回新株予約権)	1,672,600	2.51	市場外	処分	信託譲渡

平成26年4月4日	新株予約権証券 (第7回新株予約権)	1,741,108	2.61	市場外	処分	新株予約権 の行使
平成26年4月4日	株券(普通株式)	1,741,108	2.61	市場外	取得	新株予約権 の行使による 取得(1株 当たり30円)

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者(大量保有者)は、発行者のA種優先株式を保有する有限会社ビック商事との間で、有限会社ビック商事が、発行者のA種優先株主を構成員とする種類株主総会の全てにおいて上程される議案(会社法第322条第1項第1号口(但し、A種優先株式の内容の変更に限る。)に係る議案を除く。)に関し、自ら保有する株式の全部に係る議決権につき、提出者(大量保有者)が満足する内容の議決権を行使する義務を負う旨を合意しております。

平成26年3月17日に下記信託銀行と新株予約権処分信託契約を締結しております。なお、本件処分信託契約上、提出者(大量保有者)は当該新株予約権に係る議決権行使についての指図権限及び投資決定権限を有しておりません。

- ・受託者：みずほ信託銀行
- ・目的：信託された新株予約権を新株予約権市場において売却すること
- ・契約期間：平成26年3月17～平成26年4月10日
- ・信託された新株予約権数：第7回新株予約権836,300個

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	538,904
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成26年4月4日において保有する新株予約権証券(第3回新株予約権)1,064,712個につき、無償取得いたしました。
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	538,904

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)
ジャパン・アイルランド・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー	投資	デビット・ローレス	英国領ケイマン諸島KY1-9002、グランドケイマン、ジョージ・タウン、87・メアリー・ストリート、ウォーカー・ハウス、ウォーカーズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド内	2	538,904

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地